

「災害時の人権」

平成23年の東日本大震災は、災害に対する私たちの意識を大きく変えました。「災害はいつ、どこで起きるか分からない。常に備えておく必要がある。」ということ強く認識させられたのです。平成27年9月の「関東・東北豪雨」では栃木県全域にも大雨特別警報が発表され、各地で多くの方が避難所生活を送りました。そして、昨年10月の「令和元年東日本台風(台風19号)」では関東から東北地方にかけて記録的な大雨が降り、大きな被害が発生しました。上三川町内でも複数の避難所が開設されました。

○災害時における「要配慮者」への対応のありかたを考えましょう。

地域には、高齢者、障がいのある方、介護を必要とする方、持病を持つ方や妊産婦など、避難時や避難生活において特別な配慮を必要とする人たちがいます。平成28年に発生した熊本地震では、持病があることで周囲に迷惑をかけるのではないかと案じて避難所へ行くのをためらう事例がありました。避難所は、災害のために自宅での生活が中断され苦しい立場の人が難を逃れて集まる場です。だからこそ、配慮が必要な方に対して、「思いやりの気持ち」を持って接すること、それぞれの特性を理解したうえで、必要な支援や支えあいを工夫することが求められます。災害時にも「お互いさま」という気持ちを持って譲り合うことが支えあいにつながります。避難所生活においても一人一人の人権と安全を守ることが大切です。

○だれもが安心して過ごせる避難所にするために、私たちにできることを考えてみましょう。

避難所では上記のような要配慮者への支援に加え、子育て家庭への配慮や避難者相互の助け合いも求められます。具体例で考えてみましょう。

- ・ふだんと違う環境のためか、乳児が夜泣きをしている。
- ・子どもが走り回っている。
- ・大きな声で独り言を言っている人がいる。
- ・体の不自由な方が、通路から遠いスペースにいる。
- ・支援物資を配るのに、人手が足りない。
- ・避難時に雨に濡れてしまったが、着替えを持ってこなかった。



上三川町では介護が必要な高齢者や障がいのある方のために「いきいきプラザ」が福祉避難所として指定されています。

○災害時にこそ力を発揮する地域のつながり

災害発生という緊急時に頼りになるのがご近所のつながりです。日頃から、独居老人や障がいのある方など要配慮者を把握し、見守りや声掛けを行うことが、避難情報の伝達遅れや逃げ遅れを防ぎます。地域社会での人と人とのつながりを深めることが「災害に強い町づくり」につながります。普段から「災害は自分たちの住む地区にも起きる」という前提で、地域で話し合っておくことが大切です。

▶問い合わせ先=生涯学習課 生涯学習係 ☎(56)9159